



## クシバルで座礁

### - シワハイルカ -

去年の6月15日の朝方、阿嘉島の北西に位置するクシバルで一頭のイルカが浜辺に打ち上げられていました。発見した時にはまだ息があったそうですが、通報を受けて私たちが駆けつけた時には、残念ながらすでに死んでいました。このイルカは体長196cmで体重はおよそ100kgに達すると思われる成体のメスのシワハイルカでした。名前の「シワハ」は歯にたくさんの溝がありシワのように見える事に由来し、世界中の温帯から熱帯に至る広い海域に少数が生息しています。しかし、沖縄近海ではよく観察されていて、ホエールウォッチングのシーズンには、時折ザトウクジラと一緒に泳ぐ数頭から数十頭の群に遭遇することがあります。

この座礁したシワハイルカは、外傷は少なかったのですが、体の右側、中央あたりに直径5-6cm程の円形にえぐれた新しい傷跡がありました。この傷跡は座礁した鯨類によく見られるダルマザメのかみ傷だと思われます。



ダルマザメは通常、水

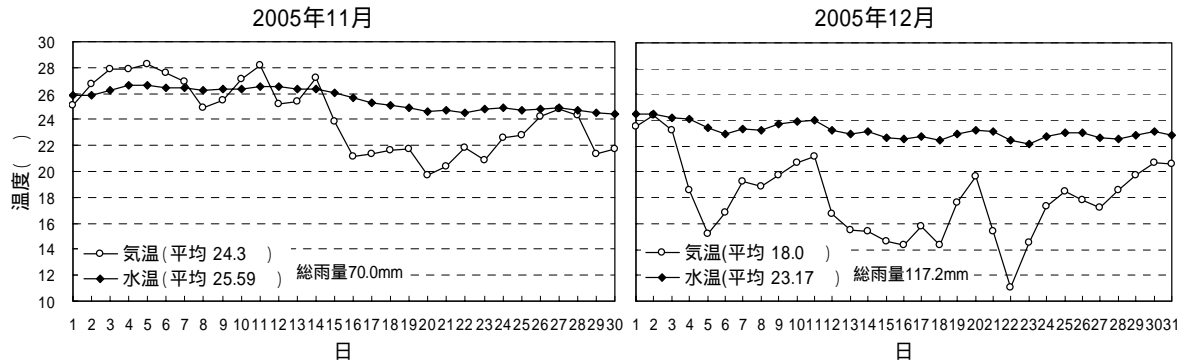
深80-3500mに生息する体長30-50cm程の小型のサメです。(沖縄近海には、同じダルマザメ属のコヒレダルマザメが生息しています)。これらダルマザメの仲間は日没後、表層に現われては、イルカやカジキなどの大きな獲物を見つけて、発達した鋭い歯でかみつき、激しく全身をよじって回転し、円形に肉片を引きちぎってしまうそうです。

では、このシワハイルカはダルマザメによるかみ傷が原因で弱り、座礁したのでしょうか？実は、伊豆諸島の三宅島や御蔵島周辺海域では、ダルマザメによる傷を負いながらも、元気に泳ぎ回るバンドウイルカがいます。そうすると、何か他の原因で衰弱したところを襲われたとも考えられます。鯨類の座礁の原因については、地球の磁場の変化により方向感覚が失われるというもの、脳の感染症により方向感覚が失われるというもの、地震や嵐でパニック状態に陥るといったもの、そして近年では、軍事演習での低周波・中周波ソナーの影響と推測される例が数件あります。しかし、その他にも様々な説があり、はっきりとしたことは分かっていません。

翌日、ホエールウォッチング協会のスタッフともう一度詳しく計測し直し、脂肪や筋肉のサンプルを採りました。このサンプルはDNA解析などに役立つということで、東京の国立科学博物館に送ってもらいました。現在、詳しい解析結果を待っているところです。

このシワハイルカは計測した後、もう一度クシバルの砂浜に埋めました。いずれは骨格標本にして研究所に展示できればと考えています。

## 定点観測



## 阿嘉島の海より

### - ラムサール条約ってなに？ -

昨年11月、新聞やテレビなどで『慶良間諸島海域がラムサール条約に登録されました。』というニュースが流れました。登録されたのは渡嘉敷島の西海岸の一部と座間味村の安慶名敷島～嘉比島～イジャカジャー帯の海中公園地区です。でも、ラムサール条約ってなに？って思っている人も多いのではないのでしょうか。

ラムサール条約というのは、正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といって、1971年にイランの

ラムサールという都市で作られたことから、通称「ラムサール条約」と呼ばれています。もともとは、国境を飛び越えて旅をする渡り鳥の中継地や越冬地となる湿地(人間や他の生きものにとっても大切な環境です)を汚染や埋め立てから国際的に護っていきこうという目的で作られたものです。

湿地？水鳥？なんか慶良間のサンゴ礁とはあまり関係ないような感じがしますが、ラムサール条約でいう「湿地」には、池や沼だけでなく河川、水田、干潟、海岸など水のある身近な場所はほとんど含まれるのです。さら



資料提供：環境省

に、ラムサール条約は1999年の第7回会議でその登録基準をそれまでの水鳥中心のものから生物的、地理的にその地域を代表する湿地も含むように拡げ、生物の多様性を重視する内容に変わりました。そのため、今回慶良間のサンゴ礁もその対象になり、そのすばらしいサンゴ礁とそこにみられる動植物が世界的に重要なものとして認められたのです。

Q. ラムサール条約に登録されると新たな規制があるの？

A. ありません。ラムサール条約に登録された湿地の保全や管理はその国に任されており、日本ではもともと国立公園や海中公園などに指定されて保全、管理されている場所を登録の対象としているので、新たな規制が加わることはありません。ですからダイビングもこれまで通りできます。

Q. ラムサール条約に登録されると潮干狩りや漁ができなくなるの？

A. これまで通りできます。ラムサール条約は登録された場所を、人が立ち入ることを厳しく規制して保護しようというのではなく、人間もその場所の恵みを受けながら、上手に活用していきこうというものだからです。

規制が増えることはないといっても、登録された場所とそこに棲む生きものを大切に護っていかなければならないことには変わりはありません。実際、加入国は3年に1度の締約国会議で登録地の保全状況を報告しなければなりません。大切なのはそこを利用する人間がその環境をいつまでも大切にしていこうという意識を持つことだと思います。